利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		237,883,686
当期総利益	237,883,686	
Ⅱ　利益処分額		
国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額		
教育研究充実積立金	237,883,686	237,883,686

国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成20年４月１日～平成21年３月31日）

（単位：千円）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	4,536,064		
一般管理費	283,751		
財務費用	3,930		
臨時損失	560	4,824,305	
⑵　（控除）自己収入等			
授業料収益	△　822,173		
入学料収益	△　151,817		
公開講座等収益	△　1,066		
検定料収益	△　33,185		
受託研究等収益	△　15,706		
受託事業等収益	△　21,876		
寄附金収益	△　33,042		
資産見返寄附金戻入	△　5,700		
財務収益	△　4,503		
財産貸付料収入	△　73,109		
論文審査手数料収入	△　1,368		
大学入試センター試験実施料収入	△　5,568		
文献複写収入	△　1,329		
相談料収入	△　6,532		
その他収入	△　6,053		
臨時利益	△　560	△　1,183,588	
業務費用合計			3,640,717
Ⅱ　損益外減価償却等相当額			
損益外減価償却相当額	243,308		
損益外固定資産除却相当額	0		243,308
Ⅲ　損益外減損損失相当額			—
Ⅳ　引当外賞与増加見積額			△　27,142
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			56,535
Ⅵ　機会費用			
政府出資等の機会費用			145,598
Ⅶ　（控除）国庫納付額			—
Ⅷ　国立大学法人等業務実施コスト			4,059,015

（重要な会計方針）

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、「特別教育研究経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部及びこれに付随して法人内予算にて特定されたものについては、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	６～50年
構築物	７～60年
機械及び装置	６年
工具器具備品	４～15年
船舶	５年
車両運搬具	５～６年

なお、受託研究収入により購入した償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数としている。

また、特定の償却資産（国立大学法人基準第83）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

（追加情報）

法人税法の改正（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令平成20年４月30日財務省令第32号）に伴い、当事業年度より、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更している。

この結果、従来の方法によった場合と比べて損益外減価償却累計額が、72千円減少している。